

# 第 25 回津地区合併協議会（法定）

## 会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 5 月 27 日（木）午後 1 時 00 分～午後 2 時 6 分  
場 所 津市役所 8 階 大会議室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

どうも皆さん、お暑うございます。今日は 25 回目の協議会であります。おかげさまで、皆様にご理解いただいで進めてまいりました。あと、それぞれが住民の皆様方に、ご説明そしてご理解いただくことと、これからの協定書調印というのが当面のスケジュールになってくると思います。そんなことで本当にお忙しいところ恐縮でございますが、いろいろとご議論よろしく賜りたいと思います。今日は報告事項が 6 件、それから前回ご提案を申し上げました協議事項が 6 件でございます。よろしく願いをいたしたいと思います。以上でございます。

事務局長 ありがとうございます。ここで新委員のご紹介をさせていただきます。津市議会および久居市議会の役員改選に伴いまして、当協議会の第 2 号委員の変更の届出を受けております。津市議会議長の中川隆幸様です。

中川委員 こんにちは。津市議会の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。続きまして、久居市議会議長の八太正年様でございます。

八太委員 久居市議会議長の八太です。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日美杉村議会の今井議長さんにつきましては所用のため欠席されております。副議長の海住様が代理出席をされております。よろしくお願いいたします。また、渡邊委員からは欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会の規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、私議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。今日の会議は委員 24 名のご出席で、規約の規定を満たし会議が成立しておりますことを、先ずご報告を申し上げます。次に今日の会議録の署名委員をお願いをいたしたいと思います。安濃町長の海野委員さん、お願いをいたします。それから、香良洲町議会議長の藤川委員さん、3 号委員さんからは青木委員さん、お願いをいたします。以上お三方をお願いをいたしまして本日の議事に入ります。

### 3 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

- ・報告第 91 号 福祉保健部会福祉総務分科会の事務事業調整方針について

- ・報告第 92 号 福祉保健部会児童母子分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第 93 号 福祉保健部会保育分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第 94 号 福祉保健部会障害福祉分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第 95 号 福祉保健部会高齢福祉分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第 96 号 下水道部会下水道管理分科会の事務事業調整方針について

会 長 まず、報告第 91 号から報告第 96 号につきまして、それでは事務局から一括してご説明を申し上げます。

事務局長 報告第 91 号から報告第 95 号につきましては、福祉保健部会の 11 分科会のうち、5 分科会における事務事業調整内容でございます。調整内容につきましては、幹事会において協議され整理されましたことから報告事項とさせていただきます。

それでは、報告第 91 号福祉総務分科会の事務事業調整内容についてご説明をいたします。項目一覧表をご覧ください。調整項目数といたしましては、17 項目ございますが、通番の 8 - 1 - 16 戦没者追悼式は協議会協議項目として、12 月 4 日の第 15 回協議会において確認されております。このようなことから 16 項目の報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。主な調整項目といたしまして、1 / 14 ページ区分 1 地域福祉計画策定事業でございますが、調整の内容については、新たに計画を策定する、合併後 3 年程度でございます。調整の具体的内容といたしましては、合併前に策定マニュアルを策定し、合併後アンケート等の調査を実施し、計画を策定する方向で調整するでございます。続きまして、同ページの区分 2 民生委員・児童委員に関する事務でございますが、調整の内容につきましては、現行のまま新市に引き継ぐでございます。調整の具体的内容といたしましては、「委員については現行のまま新市に引き継ぐ。平成 16 年中に、現市町村で改選される予定。合併時には、その改選された民生委員・児童委員を移行し、次の改選時に新市での民生委員・児童委員を推薦する。新市移行後の改選時には、県と調整するでございます。続きまして、13 / 14 ページをお願いします。区分 15 福祉施設管理運営事業でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容といたしまして、現行の施設については存続し、委託先等については、施設の現況を勘案して社会福祉事業団および社会福祉協議会等と調整をしていくでございます。

続きまして、報告第 92 号お願いいたします。児童母子分科会の事務事業調整内容についてご説明をいたします。項目一覧表をご覧ください。調整項目数といたしまして、19 項目ございますが、全ての項目を報告とさせていただきます。主な調整項目といたしまして、5 / 14 ページをお願いします。区分 7 児童館運営事業でございますが、調整の内容につきましては、津市・久居市の例により調整をする、合併と同時でございます。続きまして、11 / 14 ページをお願いいたします。区分 17 エンゼルプラン進行管理でございますが、調整の内容につきましては、新たに計画を策定する(17 年 4 月)でございます。

続きまして、報告の第 93 号をお願いいたします。保育分科会の事務事業調整内容でございます。項目一覧表をご覧ください。調整項目数といたしまして、26 項目ございますが、通番 8 - 3 - 3 保育料事務は協議会協議項目として、5 月 13 日の第 24 回協議会において確認されております。通番 8 - 3 - 26 (独) 日本スポーツ振興センター事務は後日提案させていただきますので、調整の内容欄、調整の具体的内容欄は空白とさせていただきます。このようなことから 24 項目の報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。主な調整項目といたしまして、1 / 25 ページ区分 1 保育所入所事務でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容といたしましては、保育の実施基準の統一と入所選考基準の統一を行うでございます。続きまして、11 / 25 ページをお願いいたします。区分 13 私立保育所への各種委託料、補助金(市単事業)でございますが、調

整の内容につきましては、津市の例により調整をする（17年4月）でございます。続きまして、13/25ページをお願いいたします。区分15保育所運營業務でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する（17年4月）でございます。調整の具体的内容として、公立保育所については、国の基準をふまえつつ、新市における配置基準を設けるとともに、関係部会とも調整のうえ、適正な職員配置が行えるように調整をしていく。また、私立保育所については、新市における配置基準を準用した職員配置が行われるよう指導および支援を行っていく方向で調整をするでございます。

続きまして、報告第94号をお願いします。障害福祉分科会の事務事業調整内容についてご説明いたします。項目一覧表をご覧ください。調整項目数として、61項目ございますが、全ての項目を報告とさせていただきます。主な調整項目として、1/26ページ区分1身体障害者手帳交付事務、区分3療育手帳交付事務および区分4の精神障害者保健福祉手帳交付事務でございますが、調整の内容につきましては、3項目とも現行のまま新市に引き継ぐでございます。続きまして、15/26ページをお願いします。区分37心身障害者小規模作業所補助事業でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容として、県補助事業については現行のまま新市に引き継ぎますが、単独補助事業については、制度を統一して実施します。なお、事業の詳細については、現行の補助金額が確保されるよう合併までに調整をするでございます。続きまして、21/26ページをお願いします。区分の50精神障害者小規模作業所運営費補助事業でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容として、単独補助事業については、制度を統一して調整をする。なお、事業の詳細については、先ほど説明いたしました37番の心身障害者小規模作業所補助事業と整合を図って、合併までに調整をするでございます。

続きまして、報告第95号をお願いします。高齢福祉分科会の事務事業調整内容についてご説明いたします。項目一覧表をご覧ください。調整項目数として、48項目ございますが、通番8-5-2敬老祝金等事業（祝金支給、長寿者訪問）、通番の7緊急通報装置事業、通番の8の老人クラブ助成事業、通番14のはり・きゆう・マッサージ施術費助成事業、通番23の紙おむつ等給付事業、通番30の高齢者訪問美理容サービス事業、通番31の在宅ねたきり老人等寝具乾燥事業、通番45の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、協議会協議項目として、12月4日の第15回協議会において確認されております。このようなことから40項目の報告とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。主な調整項目として、3/42ページをお願いします。区分5の敬老の日のつどい事業でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容として、当該事業の対象年齢を70歳以上とし、小学校区等の地域単位において地区社協等による地域に根ざした行事等に対し、支援を行っていきます。なお、支援に係る補助額の算出については、対象者1名ごとの補助額を決定し、実施される各地区人数に総じた額を原則として調整しますが、地域の状況等により行事实施が困難な地区等についても考慮していく方向で調整をするでございます。続きまして、7/42ページをお願いします。区分10の高齢者労働能力活用事業でございますが、調整の内容につきましては、津市・久居市の例により調整をする、合併と同時でございます。調整の具体的内容として、引き続き新市のシルバー人材センターを支援していく方向で調整をするでございます。なお、シルバー人材センターは津市と久居市が法人格を持っており、残り7町村が社協への委託等でございます。2市の法人が合併することで協議が進んでおります。続きまして、39/42ページをお願いします。区分44高齢者の障害者控除認定（特別障害者認定）でございますが、調整の内容につきましては、津市・河芸町の例により調整をする、合併と同時でございます。続きまして、41/42ページ

をお願いします。区分 46 高齢者生活福祉センター居住事業でございますが、調整の内容につきましては、現行のまま新市に引き継ぐでございます。調整の具体的内容としたしましては、運営方法は、美里の例により調整実施。施設は現行のまま新市に引き継ぐこととするが、施設利用者については新市全域を対象とするでございます。

次に、報告第 96 号をお願いします。下水道部会の下水道管理分科会における事務事業調整内容でございます。この調整の内容につきましても幹事会において協議され整理されましたことから報告事項とさせていただきます。それでは、項目一覧表をご覧ください。調整項目数としたしましては 28 項目ございますが、この中で 12 - 1 - 5 流域下水道維持管理負担金関係、12 - 1 - 6 流域下水道建設負担金関係、12 - 1 - 18 下水道事業計画（全体計画）、12 - 1 - 20 下水道事業受益者負担金の賦課、12 - 1 - 21 下水道事業受益者負担金の徴収、12 - 1 - 22 下水道使用料の賦課及び徴収、12 - 1 - 26 水洗便所改造費等補助金の 7 項目につきましては、協議会協議項目とさせて頂いており、そのうち 12 - 1 - 26 水洗便所改造費等補助金を除く 6 項目につきましては、5 月 13 日開催の協議会におきまして既に確認をいただいております。また、12 - 1 - 26 水洗便所改造費等補助金につきましては、後ほど次回協議会の協議予定事項の協議第 94 号各種事務事業の取扱いについて、下水道事業（その 3）で提案をさせていただきますことから、調整内容表の調整の内容欄および調整の具体的内容欄は空白とさせて頂いております。このようなことから、下水道管理分科会では 21 項目の報告とさせていただきますのでよろしく願いいたします。主な項目としたしまして、まず、1 / 26 ページをご覧ください。区分 1 の下水道事業会計の予算編成・執行管理・決算管理でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容としたしましては、下水道事業会計の予算編成・執行管理・決算事務の取扱いについては、予算・執行状況・経営状況等の把握に努め、合併と同時に一元化するでございます。続きまして、9 / 26 ページをお願いいたします。区分の 13 排水設備指定工事店の指定でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容としたしましては、排水設備指定工事店の指定について、津市、久居市の例をもとに合併と同時に新たな運用基準を策定するでございます。次に、19 / 26 ページをお願いします。区分 23 使用水量の認定でございますが、調整の内容につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時でございます。調整の具体的内容としたしましては、使用水量の認定方法について、各市町村の実態等を整理し、久居市の例を基本として合併と同時に一元化するでございます。続きまして、25 / 26 ページをお願いいたします。区分 27 水洗便所改造資金融資あっせんでございますが、調整の内容につきましては、久居市の例により調整する、合併と同時でございます。調整の具体的内容としたしましては、あっせん方法、金額については、久居市の例により調整するでございます。以上、報告事項でございます。よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明は以上です。報告 91 号から 96 号までをご説明を申し上げました。それでは、このことにつきまして、ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

会 長 特にございませんようですので、ただ今の 91 号から 96 号につきましては、調整をされてまいりました原案どおりの内容で承認をいたしたいと思っております。報告事項につきましては、以上でございます。

次に、協議事項に入ります。今日の協議事項は 85 号から 90 号までの 6 件です。全て協定項目でございます。これまで協議会で協議をお願いをいたしまして、確認をされました項目を協定書に記載をしていくという、この内容に整理をしたものでございます。

(2) 協議事項

・協議第 85 号 介護保険事業の取扱いについて《協定項目》

会 長 それでは、まず、協議第 85 号介護保険事業の取扱いについてを議題とさせていただきます。改めて事務局に内容を説明させますので、お聞き取りください。

事務局長 協議第 85 号でございますが、本冊の 10 ページをお願いしたいと思います。介護保険事業の取扱いの調整の内容案といたしまして、10 市町村において差異のある介護保険制度については、統一を図るものとする。なお、第 1 号被保険者の保険料については不均一賦課によることとし、現行計画の終了(平成 17 年度)まで、現行のとおりとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会 長 介護保険につきましては、ご説明のとおりでございます。ご意見ありましたら、お願ひをいたします。はい、どうぞ。

天花寺委員 白山町の天花寺でございます。既に今協定事項で話は進んでおりますけれども、白山町特別委員会におきましては、介護保険料の問題につきまして、第 1 号被保険者の保険料につき、現行計画の終了後、見直しについては、現在の階層区分を多くすることによって、階層ごとの激増を緩和されたい、緩和して欲しいという要望がありました。一志は一志連合によって、当然そちらから、あるいは意見が出るかと思っておりますけれども、私も特別委員会に参加しておる委員から、そういう要請を出したので、これはお願ひとして、先にお願ひとして申し上げておきたいと思っております。以上です。

会 長 はい。承りました。今の天花寺さんのお話で、こちらの部会の方から、議論されていることと思っておりますが、何かお話することがあれば、お願ひします。

福祉保健部会 福祉保健部会長でございます。現行の基本的な保険料は 5 段階になっております。先ほどのお話の 5 段階を更にといいふうな議論が、基本的には出されておられませんけれども、ただ、新市の新しい、今度は第 3 期の保険料を設定するにあたりましては、当然のことながら、サービスの利用見込みを立て、それから高齢者の推計、それから認定率等の推計を行った中で、また、現行の 5 段階が、現在いろいろ介護保険の制度の抜本的な見直しをされておまして、その中で、その 5 段階をどうするかという議論も当然入ってくるかと思っております。従いまして、その第 3 期の介護保険事業計画を策定いたします時までに、国の諸制度が決まっておりますと思っておりますので、その制度も踏まえまして、新たな市の介護保険料の設定をしていきたい。このように考えております。

天花寺委員 はい、分かりました。

会 長 よろしゅうございますか、天花寺さん。じゃ、結城さん。

結城委員 美杉村の結城でございます。調整の内容を是として要望をさせていただきたいと思っております。ただ今の質問、またお答えがあったんですけども、ここに書かれていますように、特に差異があると、いわゆる介護保険料を含めて、ばらつきがあるということで、それは明確になっておる訳でございますけども、今も天花寺さんからお話がありましたように、一志地区広域連合においては、すべての介護保険料にも、広域連合で実施してまいりまして、6 町村が協調、連携のもとに健全運営をしてきた。そういう自負をしておる訳でございます。そういうことの中で、特にこれから検証していただきながら、反映すべきものはぜひ反映をしていただきたい。特に保険料等についても十分討議をいただいて、平成 18 年度からのことについて、特によろしくお願ひを申し上げたいと思っております。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。いいですね、よくお伺いしておくこと。他いかがでございますでしょうか。介護保険につきまして、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 特に、他にございませんようでしたら、介護保険事業の取扱いについては原案のとおりの内容で、また、先ほど、ご所見のありましたことは、今度保険料を改める時の

いろんな議論になってくると思いますので、その時の長に当たる人はよく心得ておいて頂きまして、進めてまいりたいと思います。それでは、このことにつきましては、原案どおりの内容で確認いたします。

・協議第 86 号 各種事務事業の取扱いについて（納税関係）《協定項目》

会 長 続きまして、協議第 86 号各種事務事業の取扱いについて、今度は納税関係でございます。説明をしてください。

事務局長 12 ページをお願いいたします。協議第 86 号納税関係、調整の内容案といたしまして、個人市民税、固定資産税に係る前納報奨金および納税貯蓄組合に対する事務取扱費については、合併時に廃止をするでございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 86 号につきまして、ご説明を申し上げましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 特に、ご所見もございませんようですから、この内容につきましてご提案申し上げた形で確認をいたします。

・協議第 87 号 各種事務事業の取扱いについて（保健衛生関係）《協定項目》

会 長 それから、続きまして、今度は 87 号保健衛生関係です。それでは、説明をしてください。

事務局長 14 ページをお願いいたします。協議第 87 号保健衛生関係、調整の内容案といたしまして、1、健康診査については、基本健康診査および肝炎検診を集団健診、個別健診にて行うものとする。また、対象者については、基本健康診査については集団健診を 19 歳以上、個別健診を 40 歳以上の希望者とし、肝炎検診については集団、個別健診とも国基準を準用した対象者（年齢等）とする。なお、骨密度検診および歯周病検診については各地域ごとに実施される健康教育にて各地域の実情に応じた取り組みとして実施する方向で調整をする。(1) 集団健診については、新市で統一した内容、金額で実施できるよう専門業者委託とし、原則、現在の各市町村において実施されている場所で実施する方向で調整をする。また、個別健診についても新市で統一した内容、金額等で実施できるよう医療機関委託の方向で関係医師会との調整を図るとともに協力医療機関の確保にも努めるものとする。(2) 個人負担額については、集団健診は国基準である 3 割程度の範囲内で合併までに調整をする。個別健診については、医療機関への委託金額をもとに、集団健診個人負担額と同程度割合を目安として、合併までに調整をする。2、がん検診については、原則 40 歳以上の希望者を対象とし、合併時には検診の有効性を確認されている胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん検診を集団検診、個別検診にて行うものとする。ただし、子宮がん、乳がんは 30 歳以上を対象とする。(1) 各がん検診において、集団検診、個別検診ともに最も有効性の高い検診内容に統一することに主眼を置き、実施場所、回数等の検討を行っていくとともに、金額についても新市で統一できるよう専門業者、関係医師会等との調整を図るものとする。(2) 個人負担額については、集団検診、個人検診それぞれの委託金額をもとに、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度割合を目安として、合併までに調整をするでございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今ご説明をいたしました。少し細かい内容でございますので、お聞き取りにくかったかも知れませんが、いろいろと今までご議論をなさってきたことでありますので、ご理解がいただけるものと思います。いかがでございましょうか。何かご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、特にございませんようですから、この項目の内容につきまして原案どおりの内容で確認いたします。

・各種事務事業の取扱いについて〔診療所（直営）〕《協定項目》

会 長 続きまして、今度は 88 号です。診療所の件でございますが、説明をお聞きください。  
事務局長 16 ページをお願いいたします。協議第 88 号診療所（直営）調整の内容案といたしまして、津市休日応急・夜間こども応急クリニック、国民健康保険竹原診療所については、現行のまま実施し、久居・一志地区休日応急診療所については、津市の例により実施する方向で調整をするでございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 はい、ご説明を申し上げました。いかがでございましょうか。ご質問ございましたら、お願いをいたします。特にございませんようでしたら、ご理解いただいたものとして確認をしてみたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

会 長 ありがとうございます。それでは、直営診療所につきましてお話ししたような形でお願いをしてみたいと思います。

・各種事務事業の取扱いについて（生活保護事業）《協定項目》

会 長 次に、協議第 89 号生活保護事業であります。それでは、説明を申し上げます。  
事務局長 18 ページをお願いいたします。協議第 89 号生活保護事業の調整の内容案、1、生活保護事業については、新市で法令に基づき実施をする。2、特別援護給付金（法外給付）については、津市の例により調整をするでございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 生活保護につきましての取扱いにつきまして、ご説明を申し上げました。ご質問がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。

（異議なし）

会 長 それでは、ただ今ご説明申し上げました内容で確認いたします。

・各種事務事業の取扱いについて（都市計画関係）《協定項目》

会 長 続きまして、90 号が都市計画関係です。ご説明申し上げます。  
事務局長 20 ページをお願いいたします。協議第 90 号都市計画関係の調整の内容案、1、都市計画区域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整をする。2、都市マスタープランについては、新市において新たに策定をする。3、市町村都市計画審議会については、新市において津市の例により設置をする。4、開発指導要綱については、新市において津市の例により制定する。ただし、開発負担金については、廃止をするでございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 90 号都市計画関係をご説明申し上げました。今までいろいろと話し合いをしまして、特に住民の皆さん方に関係の深いのが、開発負担金についてと思います。廃止するという内容でご提案を申し上げております。いかがでございましょうか。内容につきまして、ご質疑等ございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。

（異議なし）

会 長 それでは、特にないようでございますので、この項目につきまして原案どおりの内容で確認いたします。本日の協議事項は以上でございます。それでは、次に、会議次第の 4、次回の協議会の日程につきまして、事務局からご説明を申し上げます。

#### 4 次回協議会（第26回）について

日時 平成16年6月10日（木） 午後6時

場所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

##### 協議予定事項

- 協議第91号 新市まちづくり計画について
- 協議第92号 各種事務事業の取扱いについて  
環境対策関係（その3）
- 協議第93号 各種事務事業の取扱いについて  
商工・観光関係（その3）
- 協議第94号 各種事務事業の取扱いについて  
下水道事業（その3）
- 協議第95号 各種事務事業の取扱いについて  
生涯学習関係（その5）
- 協議第96号 一般職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》
- 協議第97号 地方税の取扱いについて《協定項目》
- 協議第98号 国民健康保険事業の取扱いについて《協定項目》
- 協議第99号 各種事務事業の取扱いについて  
障害者福祉事業《協定項目》
- 協議第100号 各種事務事業の取扱いについて  
高齢者福祉事業《協定項目》
- 協議第101号 各種事務事業の取扱いについて  
その他の福祉関係《協定項目》
- 協議第102号 各種事務事業の取扱いについて  
ごみ対策関係《協定項目》
- 協議第103号 各種事務事業の取扱いについて  
農林水産関係《協定項目》
- 協議第104号 各種事務事業の取扱いについて  
上水道事業《協定項目》
- 協議第105号 各種事務事業の取扱いについて  
市立学校の通学区域《協定項目》
- 協議第106号 各種事務事業の取扱いについて  
文化振興関係《協定項目》

事務局長 次回第26回協議会につきましては、6月10日木曜日午後6時から津センターパレス5階、津市センターパレスホールで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。次回協議いただく案件といたしましては、協議第91号から協議第106号までの16件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、次回協議会の協議予定事項につきましてご説明いたします。

まず、第91号から96号までの6件は幹事会等で調整をした調整項目の内容を協議いただくものであります。次に、第97号から106号の10件につきましては、既に協議会におきまして調整項目として確認をいただいたものを合併協定書に記載する内容を整理したものでございます。まず、協議第91号につきましては、事務局次長から説明をいたします。よろしくお願い致します。

事務局次長 それでは、協議第91号新市まちづくり計画につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。ご用意をいたしました資料につきましては、別添の新市まちづくり計画（案）この本冊でございます。この本冊の後ろにあわせまして、新市まちづくり計画変更対応表等の資料1から6を添付いたしております。こういった資料をご用意させていただきました。今回提案をいたします、この新市まちづくり計画（案）につつま



しては、3月4日に開催をされました第20回協議会で最終案をお示しさせていただきまして、3月19日に開催の第21回の協議会並びに3月17日の第7回の新市建設計画策定懇話会でご意見をいただきました。それらを反映いたしましたものでございます。さらに、去る5月13日に開催をされました第24回の協議会におきまして、新市の議会議員の定数および任期、都市計画税の取扱いが決定をされましたので、これらを反映をいたしました。また、国の制度改正等も加味いたしまして、財政計画を完成をいたしました。従いまして、最終案を修正、完成をして、今回、正式に財政計画を含めました新市まちづくり計画(案)を協議案件として提案をいたすものでございます。このことからいたしますと、改めて最初からご説明を申し上げるべきだとは存じますが、これまでの素案、原案、修正案、最終案という形でご協議をいただいてまいりましたので、最終案から変更いたしました内容等をご説明申し上げまして、計画案の提案に変えることをお許しいただきたいというふうに存じます。

それでは、まず、計画案の本冊の資料から4枚目に添付をしています資料1から4新市まちづくり計画変更対応表をご覧ください。資料の1から4となっています。この変更対応表でございますけれども、最終案から変更いたしました内容を、変更前と変更後に対比をさせまして、変更箇所を下線太字で示させていただきました。また、計画(案)本冊についても、同様に、変更箇所を下線太字で示しています。その中の主な変更内容につきまして、計画(案)の本冊でもってご説明をさせていただきたいと思えます。まず、計画(案)本冊の8ページでございます。(4)都市機能の集積の中に記載をいたしました国の施設につきまして、独立法人化に伴い施設名称の変更を行いました。次に、27ページです。(1)環境と共生した暮らしやすい都市の実現の主な事業の中で、ゴミ分別収集、リサイクル活動の推進と記載をしておりましたけれども、幅広い捉え方ができる資源の循環的利用の推進と記載すればというご意見をいただきました。ただこの表現につきましては、24ページに記載をした施策名そのものの表現と重なりますことから、資源の再利用、リサイクルの促進と変更させていただきました。次に、30ページでございます。農林水産業の振興施策の中で、農業経営基盤の強化について、新市の農業振興プランを策定し、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農用地の利用集積の促進など、農業経営基盤の強化に努めるとした表現を加えました。また、32ページですが、(2)活力のある多様性を持った交流都市の実現の主な事業の中でございますが、ご意見をいただきました様に、農林業の生産基盤の整備、担い手育成事業の推進に水産業を加え、また、経営基盤の強化促進を追加をいたしましたところでございます。

次に、51ページから53ページの財政計画についてであります。冒頭にも申し上げましたが、国の三位一体改革等に関連しました制度改正を一部加味したことと、また新市の議会議員の定数及び任期、都市計画税の取扱いが決定をしたこと等によりまして、51ページ・52ページの推計上の前提条件を示した作成方法の内容と、それと53ページの歳入・歳出推計の内容について変更を行いました。変更をいたしました前提条件につきまして、少し詳細を説明をさせていただきたいと存じます。資料につきましては、本冊後ろから2枚目の資料5をご覧ください。資料5は財政計画の前提条件変更対応表ということになっています。

まず歳入の部でございますが、1、地方税につきましては、地方税法の改正によりまして、市民税の個人均等割を3,000円に変更いたしました。また、都市計画税は、課税していない地域に対して、特例法に基づき、17年度から21年度について課税免除を行うこととしたことによる変更を行いました。2、地方譲与税につきましては、16年度から新設をされました所得譲与税を追加をいたしました。それから、3、地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税とも、国の16年度地方財政計画の規模抑制を受けて、減額を行いました。また、19年度以降の地方交付税には、臨時財政対策債相当額を加算して推計をいたしました。4・5の国県支出金につきましては、

16年度から公立保育所運営費の一般財源化に伴いまして、その相当分を減額し推計を行いました。続いて、繰入金につきましては、当初、合併特例債を発行して資金を借り入れて積み立てる合併市町村振興基金を取り崩して、事業の財源にあてることを想定をしておりましたけれども、基金のうち利子部分の活用、つまり果実運用に限られるということでもありますので、合併市町村振興基金の取り崩しのための繰入を見込まず、それに変わって、基金造成によります利子分を財政収入に見込んだところでございます。それと、市債にあたりましては、臨時財政対策債の発行が18年度まで延長されたことによりまして、18年度まで発行するものとして、19年度以降はその相当額は交付税に含めました。また、発行額についても国の16年度地方財政計画の規模抑制を受けて減額を行ったところでございます。

次に歳出です。人件費につきましては、そのうち、議員報酬については、津市の報酬額をベースに、定数38人で推計を行いました。特別職報酬について、常勤監査委員を2人として推計を行いました。公債費は、臨時財政対策債の発行が18年度まで延長されたので、その償還金分を追加をいたしました。次に、補助費でございますけれども、水道料金を統一をすることで、水道事業会計の赤字が予想されます。そういうことから、一般会計から水道事業会計への助成措置を行うことを見込んで推計をいたしました。普通建設事業費の通常分につきましては、地方交付税等の歳入財源を減額をしたことによりまして、歳入歳出の総額が当初の算定より減額となりましたことから、14年度実績の80%見込みで推計を行ったところでございます。収支については、積立金、普通建設事業で、調整を行ったところでございます。

以上の前提条件の変更によりまして、財政計画を修正をいたしましたところでございます。若干詳細すぎまして申し訳ございません。なお、参考資料としまして、最後のページに資料6となっておりますけれども、当初もお示しをいたしましたように17年度から36年度の20年間の歳入歳出の推移をつけておりますので、ご参考にしていただければと存じます。以上、長くなりましたけれども、協議第91号新市まちづくり計画につきまして、ご提案を終わらしていただきたいと思います。

・協議第92号から第106号について資料に基づき、事務局長から説明

会 長 　　ちょっと、多くの項目でございましたので、お聞き取りをお疲れのことだったと思います。次回ご協議をいただくことでございますが、それまでに何かご質疑がございましたら、お願いをいたしたいと思います。特にないようでございますたら、また、いつものようなお願いでありますけれども、幹事さんなり専門のそれぞれの部会の方に、よくお聞き取りいただきまして、ご用意をいただけたらと、こんなふうに思います。事務局、特に、他に何かありますか。それでは、今日予定をさしていただきました事項は以上のとおりでございます。閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。冒頭でも少し申し上げましたが、まだ協定ということには少し、例えば合併期日でありますとか、大事の問題が残っておりますので、お願いをしていく訳ですけれども、合併期日につきましては、今度6月10日が協議会でございます。それで、具体的ご提案を申し上げたいな、こんなふうに思います。ですから、それまでに幹事会もございまして、それから、私ども首長で、いろいろと事務的な調整等もやりたいと思っております。こんなことを経まして、何とか10日には期日をご提案申し上げたいと思いますので、また、皆さん方、それぞれ、予め期日の問題ですから、大体の問題点はお分かりのことと思いますが、いろいろとお考えをおまとめいただければ、こんなふうに思いますので、よろしくお聞き取りをお願いしたいと思います。それでは、今日は長時間暑い所で申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

平成 16 年 6 月 14 日

署名委員 1号委員 安濃町長

海 野 武 司 印

2号委員 香良洲町議会議長

藤 川 啓 志 印

3号委員 三重県津地方県民局長

青 木 彰 彦 印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**